



厚生労働省発医政 0624 第 6 号

裁 決 書

審査請求人 大阪市北区西天満4丁目7番3号
冠山ビル3階 林弘法律事務所

山中 理司

原処分庁 東京都千代田区霞が関1-2-2
中央合同庁舎第5号館
厚生労働大臣 加藤 勝信

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から平成31年3月11日付け（同月12日受付）で提起された、平成31年1月28日付け厚生労働省発医政0228第4号により厚生労働大臣（以下「原処分庁」という。）が行った行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく部分開示決定（以下「原処分」という。）に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

原処分は、これを変更し、別表に掲げる部分を新たに開示する。

事案の概要

- 1 本件請求人は、平成31年1月28日付で、開示請求者として、原処分庁に対して、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、①「医師及び歯科医師に対する行政処分の件数及びその内容をとりまとめた文書（最新版）」及び②「医師及び歯科医師に対する行政処分を出す際の内部手続きが書いてある文書（厚労省HPに掲載されている文書は除く。）（最新版）」に係る開示請求を行った。

2 これに対し、原処分庁は法第5条第5号に該当する部分を不開示とした原処分を行ったところ、請求人が、これを不服として、本件審査請求を提起したものである。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主たる主張

原処分（「医師・歯科医師行政処分の流れ」の一部を開示しない決定）の取消しを求める。

2 原処分庁の主たる説明

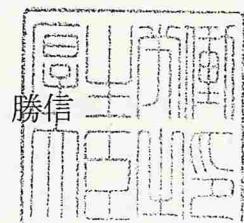
本件審査請求については、原処分において不開示とした部分も含め全開示し、行政文書を新たに特定した上で、公表事項等については開示し、その余の部分については不開示とすることが妥当である。

裁決の理由

本件審査請求については、原処分において不開示とした部分も含め全開示し、行政文書を新たに特定した上で、公表事項等については開示し、その余の部分については不開示とすることが妥当である旨の意見を付し、法第19条第1項の規定に基づき、情報公開・個人情報保護審査会に諮問したところ、別添答申書（写）のとおり答申を得たので、本裁決の理由として別添答申書（写）の「第5 審査会の判断の理由」を引用し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和2年6月24日

厚生労働大臣 加藤



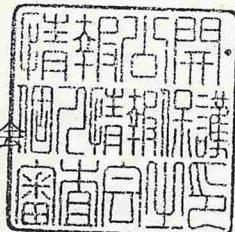
(別表)

新たに開示する文書名	不開示とした部分
「医師・歯科医師行政処分の流れ」のうち平成31年1月28日付けで部分開示決定を行った際に不開示とした箇所	—
意見の聴取等実施マニュアルの改正について	行政文書開示請求書の記載内容から医師及び歯科医師に対して行政処分をするにあたって、国の機関の内部で意思決定を行う際の手続きが記載されており、これを開示することにより、関係資料の信頼性の確保や対象者の把握等に支障が生じ、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれや、特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある箇所

情報審第1413号
令和2年5月25日

厚生労働大臣 殿

情報公開・個人情報保護審査会



答申書の交付について

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第19条第1項の規定に基づく下記の質問について、別添のとおり、答申書を交付します（令和2年度（行情）答申第45号）。

記

質問番号：令和元年（行情）質問第358号

事 件 名：「医師及び歯科医師に対する行政処分を出す際の内部手続が書いてある文書（厚労省HPに掲載されている文書は除く）」の一部開示決定に関する件（文書の特定）

諮詢庁：厚生労働大臣

諮詢日：令和元年11月25日（令和元年（行情）諮詢第358号）

答申日：令和2年5月25日（令和2年度（行情）答申第45号）

事件名：「医師及び歯科医師に対する行政処分を出す際の内部手続が書いてある文書（厚労省HPに掲載されている文書は除く）」の一部開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

「医師及び歯科医師に対する行政処分を出す際の内部手続が書いてある文書（厚労省HPに掲載されている文書は除く。）（最新版）」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の1に掲げる文書（以下「本件対象文書1」という。）を特定し、一部開示した決定について、諮詢庁が別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書2」といい、本件対象文書1と併せて「本件対象文書」という。）を追加して特定し、開示決定等をすべきとしていることは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成31年2月28日付け厚生労働省発医政0228第4号により厚生労働大臣（以下「厚生労働大臣」、「処分庁」又は「諮詢庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 「医師・歯科医師行政処分の流れ」は、その全部が厚生労働省ホームページで公表されていることから、不開示情報に該当しない。
- (2) 本件請求文書としての「医師及び歯科医師に対する行政処分を出す際の内部手続が書いてある文書」に該当する文書は、他にも存在するかもしれない。

第3 謝問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、平成31年1月28日付け（同月29日受付）で処分庁に対し、法の規定に基づき本件請求文書に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が本件対象文書1を特定し、原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、同年3月11日付け（同月12日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 暗問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分における本件対象文書1の不開示部分を開を新たに開示した上で、本件対象文書2を追加して特定し、開示決定等を行うことが妥当であると考える。

3 理由

(1) 本件対象文書の特定について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件請求文書に該当するものとして、「医師・歯科医師行政処分の流れ」（本件対象文書1）を特定した。

また、本件審査請求を受けて、暗問庁としては、新たに「意見の聴取等実施マニュアルの改正について」（本件対象文書2）を特定することが妥当であると考える。

ア 本件対象文書1には、厚生労働大臣が医師及び歯科医師に行政処分を行うにあたり行う、事案の情報の収集や意見・弁明の聴取の手続の一連の流れが記載されている。

イ 本件対象文書2には、医師及び歯科医師に行政処分を行うにあたり、都道府県知事が当事者から意見の聴取を行う際の実施方法等が記載されている。

(2) 法5条5号の不開示情報該当性について

本件対象文書2には、実際に都道府県知事が意見等の聴取等を実施する際の具体的な手続について記載された部分が含まれている。当該部分は、これを公にすると、意見の聴取等の対象者が具体的にどのような聴取を行っているかを把握し得ることとなり、聴取の対象者が前もって聴取の項目や、審議にあたって必要となる情報を明らかにすることで、特定の者に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがあることから、法5条5号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 新たに開示する部分について

本件対象文書1は、その全てが厚生労働省のホームページ（<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku-2005/08/s0811-2g.html>）上に掲載されており、原処分における不開示部分は、法5条1号ただし書イに該当（原文ママ）し、不開示情報には該当しないことから、原処分を取り消し、全部開示することとする。

(4) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書（上記第2の2）において、本件対象文書1について「その全部が厚生労働省ホームページで公表されていることから、不開示情報に該当しない」と述べ、また、「本件請求文書（中略）

に該当する文書は、他にも存在するかもしれない」と述べている。

審査請求人の主張を認め、上記（3）のとおり、本件対象文書1について、原処分における不開示部分の全部を開示することとし、また、上記（1）のとおり、本件請求文書に該当する文書として新たに本件対象文書2を特定することとする。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求については、原処分を取り消し、本件対象文書1の全部を開示するとともに、本件対象文書2を追加して特定し、その一部を開示することが妥当であるものと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 令和元年11月25日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 令和2年3月25日 | 審議 |
| ④ 同年5月21日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象文書1を特定し、その一部を法5条5号に該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示部分の開示を求めるとともに、他の文書も存在するとして、原処分の取消しを求めている。

これに対し、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の全部を開示するとともに、本件請求文書に該当するものとして本件対象文書2を追加して特定し、その一部を開示することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

なお、諮問庁は、本件対象文書2について、その一部を開示することが妥当であると説明するが、現時点においては、諮問庁が一部開示決定の意向を示したにすぎず、審査請求人も諮問庁がどのような記載を不開示とすべきとしているかを含め、文書自体を確認していない段階であることを勘案して、諮問庁が不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性については、判断しないこととする。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- （1）理由説明書の記載（上記第3の3（1））及び当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところによると、諮問庁は、本件対象文書の特定の妥当性について、おおむね以下のとおり説明する。
- ア 医師法又は歯科医師法においては、医師又は歯科医師（以下「医師等」という。）に対して免許の取消し等の処分を行う際には、厚生労働大臣は、都道府県知事に対し、当該処分に係る者に対する意見の聴

取等を行うことを求め、当該意見の聴取等をもって、厚生労働大臣による聴聞等に代えることができることとされている。

イ 本件対象文書2は、厚生労働省医政局医事課発事務連絡である「意見の聴取等実施マニュアル」（以下「マニュアル」という。）を平成30年10月に一部改正した際に、その改正内容を周知するため、厚生労働省本省から各都道府県に対して発出された文書であり、添付された改正後のマニュアルには、医師等に対して免許の取消し等の処分を行う際に必要となる意見の聴取等について、その手続が詳細に記載されている。また、本件対象文書2は、厚労省HPに掲載されていない。

ウ このため、諮問に当たり、本件請求文書に該当する文書として、本件対象文書2を追加して特定することが妥当であると判断した。

エ なお、医師等に対する免許の取消し等の処分において、意見の聴取等以外の手続に関しては、事案によって個別に判断しながら対応することとしているため、文書は作成・取得していない。

オ 念のため、本件審査請求を受け、改めて関係部局において本件請求文書に該当する文書を保有しているか確認したところ、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は存在しないことを確認している。

（2）当審査会において、諮問庁から本件対象文書の提示を受けて確認したところ、上記（1）イの諮問庁の説明のとおり、本件対象文書2には、医師等に対して免許の取消し等の処分を行う場合における意見の聴取等について、その手続が詳細に記載されていることが認められることから、本件請求文書に該当すると認められる。

（3）ところで、本件対象文書2の事務連絡の本文には、医師等に対する不利益処分の際の意見の聴取等については、マニュアルに加え、別紙の3に掲げる文書により「実施方法等を周知」してきた旨記載されている。

この点について当審査会事務局職員をして諮問庁に詳細な説明を求めさせたところによると、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

別紙の3に掲げる医政局長通知は、その別紙で「意見の聴取等実施要領」を定めており、マニュアルの上位文書として、医師等に対する行政処分を行う際の都道府県知事等による意見及び弁明の聴取手続等を定めているが、厚生労働省ウェブサイトに掲載されているところから、本件請求文書には該当せず、特定しなかったものである。上記（1）オにいう「本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は存在しないことを確認した」とは、厚生労働省ウェブサイトに掲載されている文書を除き、存在しないことを確認したとの趣旨である。

（4）当審査会事務局職員をして確認させたところ、別紙の3に掲げる文書が厚生労働省ウェブサイトに掲載されていることが確認された。

（5）このため、以上を踏まえ検討すると、本件対象文書の外に本件請求文

書に該当する文書は保有していない旨の上記（1）工、才及び（3）の
諮問庁の説明は、不自然、不合理とはいえない、是認し得るところであり、
これを覆すに足る事情も認められない。また、文書探索の範囲等も不
十分であるとはいえない。

したがって、厚生労働省において本件対象文書の外に本件請求文書に
該当するものとして特定すべき文書を保有しているとは認められない。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書1を特
定し、一部開示した決定について、諮問庁が本件対象文書2を追加して特
定し、開示決定等をすべきとしていることについては、厚生労働省におい
て、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有して
いるとは認められないので、本件対象文書2を追加して特定し、開示決定
等をすべきとしていることは、妥当であると判断した。

（第3部会）

委員 高野修一、委員 久末弥生、委員 葛葉裕子



別紙

1 本件対象文書 1

「医師・歯科医師行政処分の流れ」

2 本件対象文書 2

「意見の聴取等実施マニュアルの改正について」（平成 30 年 10 月 26 日付け厚生労働省医政局医事課発各都道府県医政主管部（局）宛て事務連絡）

3 本件対象文書 2 に引用されている文書

「医師、歯科医師及び保健師等に対する不利益処分に係る意見の聴取等の実施について」（平成 25 年 7 月 31 日医政発 0731 第 9 号厚生労働省医政局長通知）

この謄本は、原本と相違ないことを認証する。

令和2年6月24日

厚生労働大臣 加藤 勝信

